

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり
時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第三千六百六十九號
明治廿六年五月卅一日 水曜日
舊曆癸巳四月十六日 (戊辰)
日出午前四時二十八分
日入午後七時四十九分
月入午前四時四十分
月入午後六時三十分
滿期午前六時三十分
(西曆一千八百九十三年)

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價運送料廣告料は左の如し
一 枚二錢
一 月一元
一 半年六元
一 一年十二元
○ 時事新報社より直轄の郵便局よりハ右定額ノ外ニ一月月十三日迄送料ヲ中受フ
○ 時事新報社より直轄の郵便局よりハ右定額ノ外ニ一月月十三日迄送料ヲ中受フ

一行五錢	付十四字	一日以上
一行	付十三字	十一日以上
一行	付十二字	二十日以上
一行	付十一字	三十日以上

本社(寄稿)に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を擴張するより各社同一の記事を掲ぐるものと算からず然り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は通ずる事と信する方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も算からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送せらるるものと請ふ

時事新報

宮報

○勅令
朕等外國旅費規則中改正ノ件ヲ裁可ス
御名 御璽
明治二十六年五月二十九日
大藏大臣渡邊國武

○大藏省訓令第二十號
明治二十六年度官署所管經費支費實施細則目次ニ次ヘ
北洋運轉 附錄

左ノ通達加ス

明治二十六年五月

○宮内省通達甲第三號
明治二十五年十二月十一日
上席次中中將ニシテカ
郡長)ノ六字ヲ加フ
奉 勅
明治二十六年五月

地方長官の責任

第十號は山監督署の...
其改正の精神に於ては...
斯く地方官の責任を増...
密にせざれば...
出する事なきを期すべ...
届出たる書類を案じて...
め若し公益に著ありと...
山監督署長に其意見を...
に其意見を上申する事...
なれども此の通知若く...
の郡市町村大字小字を...
して其真同をも通知上...
の認可は重責を生ずる...
なるべき場合の中に...
の期日内に届出を差出...
候若くは其他の公簿に...
たれども此の改正追加...
るには、郡市町村役...
以て當局者は深く責任...
を有するべしと云ふ

忙中閑話

小兒の大...
何かの仔細ありて世界...
は今年二百年を以て...
と大西洋の航海中一英...
に懸れる其言葉の餘り...
れり土耳其の婦人も先...
い順序にして閑話も其...
に付我々日本人の耳に...
語を語り出る前、念の...
々の態度あり例へば鼻...
全く思ひ寄らざる事...
奇異に思ふ處を分別先...
して一掃無慮の感...
の色を外れてクツキリ...
同じく奇異には相違な...
難れざる奇異は却て...
異な事にて之に慣...
か、快くは皮肉に...
...の人は四十年...
...の別れを分別する...
...の凡俗の情...
...の事なきと云ふ...
...に云ふに土耳其人...